

## 令和8年度 主な入札契約制度について

### 1〔建設工事〕工事費内訳書に明示する項目の追加について【新規】

競争入札により請負契約を締結する予定価格400万円超の建設工事については、入札時、工事費内訳書に、5項目（労務費、材料費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金）についても記載してください。

### 2〔共通〕市内企業への優先発注について【継続】

特殊な案件を除き、引き続き市内企業への優先発注に努めます。

### 3〔共通〕電子契約の運用について【継続】（令和6年10月～）

インターネット上の契約書データに「電子署名」を行う契約方法で、収入印紙や紙契約書の持参、郵送が不用となり、利用に伴う費用負担はありません。利用は任意ですが、ぜひ利用をご検討ください。

### 4〔共通〕災害復旧工事等の実施について【継続】

令和6年能登半島地震により被災した公共施設の復旧工事及び復旧のための建設コンサルタント業務の発注を、引き続き実施します。

### 5〔建設工事〕余裕期間制度の実施について【継続】

施工期間等の平準化に向けた取組みとして、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を導入しています。対象となる案件は、個別の入札公告・入札通知に記載するので、個別の公告等をご覧ください。

### 6〔建設工事〕「一抜け方式」の対象の拡大について【継続】

同一工種の一般競争入札が、同日公告・開札で複数発注される場合、受注機会の平準化のため、「一抜け方式」による入札を実施していますが、この対象案件を拡大します。対象となる案件は、個別の公告に記載するので、個別の公告を確認ください。

### 7〔建設工事〕工期または請負金額に影響を及ぼす情報の通知について【継続】

落札者は、請け負う建設工事について、資材高騰や供給不足など請負代金又は工期に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、請負契約を締結するまでに、建設業法第20条の2第2項に基づく通知書を、契約担当課に提出してください。

#### **8〔建設工事〕請負代金内訳書の提出について【継続】**

社会保険等の未加入対策の一環として、工事請負契約約款を適用する全ての工事において、契約締結後に法定福利費を明示した請負代金内訳書を工事担当課に提出してください。

#### **9〔建設工事〕総合評価方式について【継続】**

予定価格5千万円以上の工事については、災害復旧等の工事を除き、原則すべて総合評価方式での発注を引き続き実施します。